廃炉発官R4第180号 令和5年2月15日

原子力規制委員会殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき,別紙の通り,「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

- ○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画
 - 5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置による管理対象区域の変更に伴い、下記の通り変更を行う。
 - Ⅱ 特定原子力施設の設計,設備
 - 2 特定原子力施設の構造及び設備,工事の計画
 - 2.15 放射線管理関係設備等

本文

・変更なし

添付資料-2

- ・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更
- 2.33 5・6号機 放射性液体廃棄物処理系

本文

変更なし

添付資料-4

- ・ 5 号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更 添付資料-8
 - ・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更
- Ⅲ 特定原子力施設の保安
- 第1編(1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置)

第7章 放射線管理

第57条

- ・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更 第60条
- ・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更 附則
- ・ 5 号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更 添付 1 管理区域図

福島第一原子力発電所 管理区域全体図(1/2)

- ・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更 福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (2/2)
- ・ 5 号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更 添付 2 管理対象区域図

福島第一原子力発電所 全体図

・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更

第2編(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

第7章 放射線管理

第98条

- ・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更 第101条
- ・ 5 号機取水口廻りのA L P S 処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更 附則
- ・ 5 号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更 添付1 管理区域図

福島第一原子力発電所 管理区域全体図(1/2)

- ・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更 福島第一原子力発電所 管理区域全体図 (2/2)
- ・ 5 号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更 添付 2 管理対象区域図

福島第一原子力発電所 全体図

・ 5 号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更

第3編(保安に係る補足説明)

- 3 放射線管理に係る補足説明
- 3.1.2 放射線管理
 - ・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更
- 3.1.4 港湾内の海水、海底土、地下水及び排水路の放射性物質の低減
 - ・5号機取水口廻りのALPS処理水海洋放出設備設置に伴う図面の変更

以上